

# 第三者からの情報取得事件：費用等一覧表

(千葉地方裁判所松戸支部以外の支部用)

申立手数料	1,000円(収入印紙で納付)
目録写し (押印されていないもの)	各1部
予納金 (申立後、保管金提出書を郵送)	2,000円×[第三者の数(※)] (※)給与・不動産の場合は不要
申立人(代理人)への直送用封筒	[第三者の数(※1)]+1通(全てに84円切手(※2)を貼付) (※1)不動産の場合は不要 (※2)下表の内訳に含んでいます。

申立ての内容	債権者、第三者が各1名の 場合の郵便切手の額	第三者が1名増加するごとに 加算すべき郵便切手の額
預貯金・振替社債等	<b>1,936円分</b>	<b>1,188円分</b>
	内 訳	内 訳
	500円 2枚	500円 2枚
	100円 5枚	84円 1枚
	94円 1枚	20円 4枚
	84円 2枚	10円 1枚
	20円 7枚	5円 2枚
	10円 2枚	2円 2枚
	5円 2枚	
	2円 2枚	
給与	<b>3,045円分</b>	<b>1,188円分</b>
	内 訳	内 訳
	500円 4枚	500円 2枚
	100円 5枚	84円 1枚
	94円 3枚	20円 4枚
	84円 1枚	10円 1枚
	20円 7枚	5円 2枚
	10円 2枚	2円 2枚
	5円 3枚	
	2円 2枚	
不動産	<b>2,961円分</b>	
	内 訳	
	500円 4枚	
	100円 5枚	
	94円 3枚	
	20円 7枚	
	10円 2枚	
	5円 3枚	
	2円 2枚	